



# 消費生活情報紙 すはいいす

令和8年4月  
(2026年)  
第150号



消費生活情報ラジオ (5月から翌年1月まで)

「大事な人を見守り隊!」消費生活センターお役立ち情報  
月～金曜日の午前8時台と午後5時台に『FMHOT83.9MHz』にて放送中!!



公式アプリ  
「FM プラブラ」

## 古着の買い取りと思ったら…

貴金属を強引に買い取る

「訪問購入」などに注意!!

「不用品を何でも買い取ります」という突然の訪問をきっかけに、古着などを見せるつもりが「貴金属も見せて」としつこく迫られ、強引に安く買い取られてしまうトラブルが相次いでいます。また、自分でお店に持ち込む際も注意が必要です。



### 事例1 自宅に来る「訪問購入」

「古着や不用品はありませんか? 高額で引き取ります」と業者が突然訪問。古着10着と引き出物の食器類を見せたら、「これらは価値がないので全部で100円。使っていない指輪やネックレスはないですか」と聞かれたので、古い真珠のネックレス2点と金の指輪1点を見せた。「これなら全部で1万円で買う」と言われ、指輪は母の形見なので売りたいと言っても聞いてもらえず、「もう書類を書いたから」と強引に署名をさせられ、現金1万円を置いて持ち去ってしまった。形見は手放したくないので、返して欲しい。



### 事例2 消費者がお店に持ち込んで売却

金の価格が高騰しているのに、宝石の付いた金の指輪を処分しようと思い、近所の買取店に出向いて見積りを依頼した。「型が古く傷があるので2万円」と言われた。安いと思ったが仕方ないと思い売却した。その後、別の買取店に、スマホで撮っておいた鑑別書と実物の写真を見せたら「多少傷があってもこれなら5万円の値は付く」と言われ、売却した店に戻ってクーリング・オフを申し出たが「できない」と断られた。



裏面もチェック!!

# 訪問購入などのトラブルを防ぐためのアドバイス

## ✓ 突然の訪問・勧誘は法律違反です!

事例1のように、購入業者がいきなり自宅を訪問して勧誘をすることは法律で禁止されています。不用意な接触はせず、インターホン越しに断りましょう。

## ✓ 売りたい物は「見せない・渡さない」

事前の電話で訪問を承諾している場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めるとは出来ません。来訪した業者から「貴金属も見たい」といきなり言われても、品物を見せずに、きっぱり断りましょう。

## ✓ 訪問購入には「クーリング・オフ」と「引渡し拒絶権」があります!

訪問購入では、契約書を受取った日を1日目として8日目まではクーリング・オフにより契約解除ができます。また、クーリング・オフ期間内は購入業者に対して物品の引き渡しを拒むこともできます。必ず契約書を受取り、商品の明細や金額、事業者の連絡先、クーリング・オフの記載などを良く確認しましょう。

## ✓ 店舗への「持ち込み」はクーリング・オフ対象外です!

事例2のように買取店に自らの意思で品物を持ち込み売却した場合は、クーリング・オフができません。売却は十分検討してからにしましょう。



困ったときは早めに**消費生活総合センター**にご相談ください。

## 知っておきたい **カスタマーハラスメント** のこと

商品やサービスに不満があるとき、事業者に伝えることは消費者の正当な権利です。しかし、その伝え方が行き過ぎると**「カスタマーハラスメント(カスハラ)」**と呼ばれる迷惑行為になることがあります。

Check!

**カスハラとは、**

- 暴言や威圧的な行動
- 長時間の執拗な要求
- 土下座の強要
- 社会通念を超える過度な要求

などにより、従業員の人格や就業環境を害する行為をいいます。

自立した消費者を  
目指そう!



## 意見をきちんと相手に伝えるための **3つのポイント**



### ① **ひと呼吸、置こう!**

怒りに任せた発言は逆効果。相手も同じ「人」として尊重しましょう。



### ② **言いたいこと、要求したいことを「明確」に、そして、「理由」を丁寧に伝えよう!**

返品したいのか、解約したいのかなど、その理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



### ③ **相手の説明も聞こう!**

一方的に主張するのではなく、相手の説明も聞きましょう。

消費生活にかかわる安全・安心情報をお届け!  
**相模原市消費生活LINEマガジンを配信中!**

### LINEマガジンの登録方法

- ① 右記二次元コードを読み取り、アカウントを登録
- ② トーク画面の「受信設定」から受信する内容を選択
- ③ 「防犯」のうち「契約トラブル・悪質商法(消費生活情報)」にチェックを入れて登録



「相模原市 LINE  
公式アカウント」  
二次元コード



メールマガジンを希望する方は  
こちら



相模原市  
ホームページ  
「相模原市消費生活  
メールマガジン  
新規登録方法」  
二次元コード

## 消費生活総合センター

相談専用ダイヤル

毎日 午前 9 時～午後 4 時

☎ **042(775)1770**

※年末年始を除く  
※第2・第4金曜日は午後6時まで  
※土・日・祝日は正午～午後1時はつながりません

緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内(JR橋本駅北口イオン橋本店6F)

### オンライン面談できます!

- 中央区、南区の市民相談室から可
- 相談員と対面して相談できます
- 端末操作は職員が行います

平日のみの実施です。  
ご利用には事前に予約をお願いします。

まずは電話を! ☎ **042(775)1770**